

## 令和元年8月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和元年8月21日(水) 開会18時00分  
閉会19時57分

場 所 レセプションホール

出席者 教育長 寺岡 悌二  
教育委員 福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)  
小野 和枝 教育委員  
山本 隆正 教育委員  
川崎 栄一 教育委員  
議事録署名委員 川崎 栄一 教育委員

教育庁 稲尾 隆 教育参事  
末田 信也 教育次長兼教育政策課長  
北村 俊雄 学校教育課長  
三宅 達也 社会教育課長  
花木 敏寿 スポーツ健康課長  
藤田 一樹 教育政策課参事  
志賀 貴代美 学校教育課参事  
利光 聡典 学校教育課参事兼総合教育センター所長  
森本 悦子 社会教育課参事  
塩地 美千代 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事  
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐兼教育政策係長  
縄田 早苗 教育政策課課長補佐兼社会教育主事

傍聴人 2名(職員研修2名)

- 議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 令和元年度一般会計補正予算案(第2号)について【議第46号】
  - 第3 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第47号】
  - 第4 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第48号】
  - 第5 工事請負契約の締結について【議第49号】
  - 第6 工事請負契約の締結について【議第50号】
  - 第7 工事請負契約の締結について【議第51号】
  - 第8 市長専決処分について【議第52号】
  - 第9 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第53号】
  - 第10 別府市立幼稚園管理規則の一部改正について【議第54号】
  - 第11 別府市公民館使用料の額を定める規則の一部改正について【議第55号】

- 第 12 別府市市民会館使用料の額を定める規則の一部改正について【議第 56 号】
- 第 13 別府市指定文化財の指定について【議第 57 号】
- 第 14 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書について【議第 58 号】
- 第 15 別府市学校給食施設の整備運営に係る基本方針について【議第 59 号】

- 報告事項**
- (1) 別府市教育庁設置規則等の改正に伴う関係規則等の一部改正について【報告第 14 号】
  - (2) 寄附受納について【報告第 15 号】
  - (3) 令和元年度別府市功労表彰・特別功労表彰候補者について【報告第 16 号】 **※非公開**
  - (4) 部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画の一部改正について【報告第 17 号】
  - (5) 令和元年度全国学力・学習状況調査結果について【報告第 18 号】
  - (6) 令和元年度大分県学力定着状況調査結果について【報告第 19 号】
- その他**
- (1) 令和元年度秋季幼稚園・小学校運動会、中学校体育大会訪問日程
  - (2) 9月定例教育委員会の開催日程について

# 議 事 録

## ◎ 開 会

**寺岡教育長** ただいまより令和元年8月の定例教育委員会を開会いたします。

---

## ◎ 議事録署名委員の指名について

**寺岡教育長** 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は川崎委員さんをお願いいたします。

本日の議事のうち、報告第16号 令和元年度別府市功労表彰・特別功労表彰候補者につきましては、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により、非公開とすることを提案いたします。

お諮りいたします。以上の案件を非公開とすることに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でございますので、これを非公開といたします。

また、昨日開催されました総合教育会議を受けまして、本日は、「別府市学校給食施設の整備運営に係る基本方針について」を追加議案として提案させていただいております。資料をお手元に配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

またこれにより、審査の順序は、まず議事日程第2から第14までを行い、その後に追加議案の議事日程第15を、続いて報告事項(1)、(2)、(4)から(6)まで、続いてその他の項を行い、最後に報告事項(3)を非公開で行いますのでよろしくをお願いいたします。

議第46号から議第52号は、今回は公開とさせていただきます。

---

## ◎ 令和元年度一般会計補正予算案（第2号）について

**寺岡教育長** それではまず議事日程第2、議第46号 令和元年度一般会計補正予算案（第2号）についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**学校教育課参事** 令和元年度一般会計補正予算案（第2号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見を求めるものでございます。今からご説明いたしますのは、先月お話をさせていただきました幼児教育無償化に伴うものでございます。

それでは3ページをご覧ください。歳出のほうからご説明いたします。

1段目の11款1項4目、私立学校振興費についてです。私立幼稚園に子

どもを通わせている保護者の中で、生活保護世帯等の条件に合う保護者に対して、現在就園奨励費を交付しております。無償化が始まるため、10月以降は保育料が無償になりますので、3,214万5,000円の減となっております。次に、2段目の4項1目、幼稚園管理費についてです。公立幼稚園で児童クラブを利用している子どもの保護者負担軽減のための経費として、535万5,000円の増となっております。

続きまして2ページの歳入をご覧ください。1段目の14款2項10目、教育使用料についてです。無償化により、保育料が1,031万5,000円の減、預かり保育料が527万6,000円の減となっております。2段目の15款2項6目、教育費国庫補助金についてです。先程説明しました私立幼稚園就園奨励費補助金がなくなるため、969万9,000円の減、子ども・子育て支援臨時交付金として、保育料・預かり保育料の分が1,559万1,000円の増となっております。学校教育課からは以上でございます。

**社会教育課長** 続きまして社会教育課関係についてご説明いたします。まず、歳出のほうからご説明いたします。

3ページの上から3段目、社会教育費02の公民館費でございますが、地区公民館施設整備に要する経費の解体設計等委託料が289万5,000円となっております。これは、別府市公共施設再編計画に伴いまして、北部地公民館なでしこ分館を、令和元年度末に閉館し、令和2年度に解体いたします。この解体に際しまして、アスベスト含有調査を実施します。この経費が134万2,000円、それからなでしこ分館の解体設計業務の委託が155万2,100円、合計289万5,000円となっております。次に、05の文化施設費、これは、美術館施設整備に要する経費でございますが、旧美術館解体工事施工中におきまして、既存設計図に記載のありました基礎下の地盤を強化するラップルコンクリートが存在しないことが判明いたしまして、工事費が減額となっております。当初の契約金額が1億8,900万、減額が1,007万5,320円、変更請負額が1億7,892万4,680円でございます。この差額1,007万5,320円が歳出の減として今回補正予算として計上しております。

次に歳入です。2ページの1番下、市債の教育債02社会教育施設除却事業債で、なでしこ分館の解体設計が130万、旧美術館解体工事減額分が900万となっております。こちらが、なでしこ分館解体に伴いまして、平成29年度に創設いたしました公共施設等適正管理推進事業債、こちらを受託事業といたしまして、充当率が90%でございますが、130万を計上しております。また、旧美術館解体工事費の減額に伴いまして、こちらも公共施設等適正管理推進事業債として1億200万を計上しておりますが、そのうち減額分1,007万5,320円の90%の900万を減額いたします。この差し引きの770万を減額として歳入で計上しております。以上でございます。

**スポーツ健康課長** スポーツ健康課関係部分についてご説明いたします。

まず歳出です。3ページの一番下段をご覧ください。11款6項4目0760事業、幼稚園の給食に要する経費の幼稚園給食副食費補助金371万7,000

円の増額であります。これは、本年10月に始まります幼児教育保育料無償化に伴い、公立幼稚園の給食費の副食費を無償化の対象となる家庭へ補助するものであります。なお、対象となる幼稚園児につきましては、177名分を計上しております。

次に歳入の説明をいたします。2ページの2段目をご覧ください。15款2項6目1節、国庫補助金の教育総務費371万7,000円の増額でございます。これは、歳出のところでご説明いたしました幼児教育保育料無償化に伴う公立幼稚園の給食副食費の無償化分の国庫補助金371万7,000円の増額補正であります。なお、これにつきましては、国の子ども・子育て支援臨時交付金として10分の10補助されるものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま各課より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第46号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第46号は同意することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第3、議第47号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**学校教育課参事** 議事日程第3、議第47号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見を求めるものでございます。

5ページをご覧ください。提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、先月説明させていただきました、幼児教育無償化により条例を改正しようとするものでございます。新旧対照表でご説明させていただきます。11ページをご覧ください。別表第4におきまして、上から3つ目の項目です。幼稚園保育料を「月額6,100円以内」としていましたが、改正案では無償化のため「無料」となっております。

続きまして12ページをご覧ください。改正案のほうの備考の4です。給付認定を受けた子どもに係る保育料について減額するという追記しております。ご審議の程、よろしくお願いたします。

**寺岡教育長** ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。  
特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第47号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第47号は同意することに決定いたしました。

---

### ◎ 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第4、議第48号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**社会教育課長** 議事日程第4、議第48号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見を求めるものでございます。  
今回の改正につきましては、本年9月より解体いたします旧文化会館3階、市民ギャラリーの使用料に係る部分を削除するものでございます。16ページの新旧対照表をご覧ください。別表の市民会館使用料に、市民ギャラリーべっふと記載がある部分を削除いたします。それぞれ時間に応じた金額が書かれております。それから、冷暖房の項目の市民ギャラリーの部分と、備考2の市民ギャラリーの部分削除するものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**山本委員** 場所の確認をしたいのですが、中央公民館の脇にある市民会館の話でよろしいんですか。

**社会教育課長** はい。中央公民館の北側に、旧総合教育センターと並んでありました旧文化会館でございます。

**山本委員** ではこの表の中で、市民ギャラリーべっふは削除するとして、残っている大ホールと会議室というのはどこになりますか。

**社会教育課長** 大ホールと会議室につきましては、中央公民館本体のほうにございます。大ホールにつきましては、中央公民館の2階にあります。

**山本委員** 会議室というのも、中央公民館本体のほうの会議室ということですね。

**社会教育課長** はい。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。  
では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 48 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第 48 号は同意することに決定いたしました。

---

## ◎ 工事請負契約の締結について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 5、議第 49 号 工事請負契約の締結についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**教育次長兼教育政策課長** 議第 49 号から議第 51 号までは、別府西中学校の新築工事に関する工事請負契約でありますので、一括してご説明させていただきます。  
議第 49 号 工事請負契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求めるものでございます。  
議案書の 19 ページをお開きください。工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めることとなっております。契約の目的でございますが、別府西中学校管理教室棟外新築工事、契約の方法は、要件設定型一般競争入札による契約、契約の金額は、20 億 7,350 万円、契約の相手方は、光・三光・後藤建設工事共同企業体でございます。  
続きまして、議案書 22 ページをお願いいたします。この分の契約の目的につきましては、別府西中学校管理教室棟外新築電気設備工事でございます。契約の金額は、2 億 1,989 万円、契約の相手方は、別電・交永建設工事共同企業体でございます。  
続きまして、議案書 24 ページをお願いいたします。こちらにつきましては、目的は、別府西中学校管理教室棟外新築機械設備工事でございます。契約の金額は、2 億 6,917 万円となっております。契約の相手方は小俣・和光・森建設工事共同企業体でございます。  
以上が工事請負契約の締結についての議案でございます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課長より議第 49 号から 51 号まで、一括して説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございま

すでしょうか。

特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 49 号から議第 51 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第 49 号から議第 51 号は同意することに決定いたしました。

---

## ◎ 市長専決処分について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 8、議第 52 号 市長専決処分についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**社会教育課長** 議事日程第 8、議第 52 号 市長専決処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定による意見を求めるものでございます。

本件につきましては、先程、補正予算の歳出でもご説明いたしましたが、旧美術館の解体工事施工中におきまして、当時の設計図に記載がございました基礎下部の地盤を強化するラップルコンクリートが存在しないことが判明いたしまして、工事費が減額になりました。当初の契約金額は 1 億 8,900 万で、減額分が 1,007 万 5,320 円でございます。変更後の契約金額は、1 億 7,892 万 4,680 円となりました。この解体工事につきましては、平成 30 年第 4 回の定例市議会で議決を得た事項でございます。このため、契約金額の変更が生じた場合も議決が必要となりますが、工期が平成 30 年 12 月 21 日から令和元年 7 月 31 日までのため、工期終了までに変更契約を締結する必要があり、地方自治法第 179 条によりまして、市長専決処分としたものでございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 52 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第 52 号は同意することに決定いたしました。



## ◎ 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第9、議第53号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**学校教育課参事** 議事日程第9、議第53号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。29ページをご覧ください。提案理由でございますが、幼児教育無償化に伴い、規則の一部を改正しようとするものでございます。新旧対照表でご説明させていただきます。31ページをご覧ください。現行の第7条より以降保育料についての記述を削除しております。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第53号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第53号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市立幼稚園管理規則の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第10、議第54号 別府市立幼稚園管理規則の一部改正についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**学校教育課参事** 議事日程第10、議第54号 別府市立幼稚園管理規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。36ページをご覧ください。新旧対照表でご説明させていただきます。現行の第3条です。第3条は、平成29年に幼稚園教育要領が改正されたため、改正案に、「学校教育法施行規則第38条の規定により、文部科学大臣が公示する幼稚園教育要領」というふうに改正しています。続きまして、第6条をご覧ください。第6条は、入園手続き時の支給認定書の提示についての件です。事務手続きの簡素化により、提示の必要がなくなったので、現行の下線を引いている部分を削除しております。次に37ページの第9条と39ページの第12条第5項です。保育料の記述の部分は無償化に伴うものでございますので、削除をしております。ご

審議の程、よろしく願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 公立学校は、削除するだけでいいんですけど、私立学校も無償化の対象になって補助金を使うわけですね。私立学校の場合は、補助金を出すときに、一人ひとりの個別の名前まで分かった上で、全部チェックして出したりするんですか。

**学校教育課参事** はい。私立幼稚園から挙がってきてこちらのほうにデータがありますので、一人ひとりしっかりチェックをいたします。

**福島委員** 大変な作業ですね。出たり入ったりもあるし、それを全部いちいちチェックしているんですか。

**学校教育課参事** はい。今までもそうしておりました。

**寺岡教育長** その他はございませんでしょうか。  
では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 54 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第 54 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市公民館使用料の額を定める規則の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 11、議第 55 号 別府市公民館使用料の額を定める規則の一部改正についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**社会教育課長** 議第 55 号 別府市公民館使用料の額を定める規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございます。  
本件につきましては、6 月の議会会で、消費税率の引き上げに伴いまして別府市公民館条例の使用料の改正を行ったところでございますが、条例では、講座室、研修室、料理室を一括りで 540 円以内としておりました。規則でそれぞれの使用料を定めておりましたので、条例の改正に併せまして規則の改正を行うものでございます。

43 ページの新旧対照表をご覧ください。中央公民館の講座室が 540 円。これが現行でございますが、改正案としましては 550 円になっております。以下、すべて消費税率を 8%から 10%に変更しております。1.08 で割って、1.1 をかけた金額に改めようとするものでございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 55 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第 55 号は議決することに決定いたしました。

---

#### ◎ 別府市市民会館使用料の額を定める規則の一部改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 12、議第 56 号 別府市市民会館の使用料の額を定める規則の一部改正についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**社会教育課長** 議第 56 号 別府市市民会館使用料の額を定める規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございます。本件に関しましては、公民館の使用料と同様に、規則で定める市民会館使用料を改正するものでございます。45 ページの表をご覧ください。まず、第 2 会議室が 1 時間につき 270 円とありましたものを 275 円に改正いたします。そして、第 1、第 3、第 4 会議室が 162 円とありましたものを 165 円に改正いたします。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 56 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第 56 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市指定文化財の指定について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 13、議第 57 号 別府市指定文化財の指定についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**社会教育課長** 議第 57 号 別府市指定文化財の指定について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 3 条規定により議決を求めるものでございます。

この件につきましては、7月の定例教育委員会で、議決をいただきました市指定史跡天神畑古墳の追加指定について、別府市文化財保護審議会に諮問し、49 ページのとおり、令和元年 8 月 9 日付け、別府市指定文化財の指定について答申をいただいております。指定種別は指定史跡、指定名称は天神畑古墳です。所在地は別府市大字北石垣字高橋 1547 番地 2 でございます。

50 ページ、51 ページをご覧ください。まず 51 ページの地図でございしますが、天神畑古墳と書かれた右側の網掛けの部分が、今回指定をいただく場所になります。50 ページの文化財調書の 5 番、別府市文化財保護審議会の意見でございますが、「天神畑 2 号墳が確認されたことにより、実相寺古墳群で新たに古墳が発見されたことは重要な意義がある。また、天神畑 2 号墳の奥壁は本来の位置を保っており、現地において保存すべきものである。今後については適切な保存を図るとともに、国史跡に向けた手続きを進めるべきである。」という意見をいただいております。議第 57 号につきましては以上でございます。

また、7月の定例教育委員会におきまして、報告第 12 号 鬼ノ岩屋・実相寺古墳群保存活用計画策定検討委員会設置要綱の制定についての報告の際、福島委員より、他市の状況についてご質問をいただきました。この件に関しまして保留とさせていただきますので、回答させていただきますようにお願いいたします。

**寺岡教育長** お願いします。

**社会教育課長** 他市の状況につきましては、各市とも、新しい史跡を発掘した場合や史跡を整理していく場合に、史跡の保存活用等について策定委員会を設置し、活用方法や整備計画について方針を協議し、保存活用等に関する計画書を策定しております。大分市では、史跡大友氏遺跡保存管理計画を平成 26 年に策定しております。日田市でも、平成 21 年から 22 年にかけて、史跡小迫辻原遺跡保存管理計画や、ガランドヤ古墳保存整備基本計画を策定しております。豊後高田市でも、平成 28 年度に富貴寺境内保存管理計画を策定しております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 大昔から鬼ノ岩屋古墳とか天神畑古墳とか名前があったわけじゃないんですけど、誰が名前をつけたんですか。要するに、古事記に則って天神畑古墳と書いてあるならいいんですけど、誰かがつけたんでしょうね。もし分かれば教えてください。

**社会教育課長** 大変すみません。この件に関してもまた一旦預からせてください。

**寺岡教育長** では後日お願いいたします。その他、何かございますでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 57 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第 57 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 14、議第 58 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**教育政策課参事** 議事日程第 14、議第 58 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求めるものでございます。

別添資料「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書」をご覧ください。これまでも知見活用委員の方々からご意見をいただきながらまとめさせていただいております。平成 30 年度の事務の管理及び執行の状況も同様にまとめました。「自己評価とその理由」の項目は、教育委員会としての評価となっておりますので、ご意見をいただきたいと思っております。

2 ページの、取組(1)質の高い幼稚園教育の推進とそれ以降は、自己評価が B 及び C の取組について、担当課長等より説明させていただきます。

**学校教育課長** 学校教育課関係についてご説明いたします。

資料 2 ページをご覧ください。個別目標 1 の(1)質の高い幼稚園教育の推進についてです。平成 29 年度に、新幼稚園教育要領を踏まえた保育のあり方について、さらに研修を深める必要があるという課題があったため、平成 30 年度は研修の充実を目指しました。そして、3 つの研修会の実施を指標としていますが、中でも特に研究主任研修会では、新教育要

領のポイントの一つである「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、説明だけでなくグループ協議を行うことで研修を深めることができたと考えています。また、幼稚園教育講演会では、教育要領解説の作成にかかわった神戸大学附属幼稚園長を講師として招聘することができました。以上のように、計画通りの研修を実施できたことから、自己評価Aとしました。今後も、教員の課題を踏まえて研修の充実を図っていきます。

3ページをご覧ください。個別目標2の(1)児童生徒の学習指導の充実については、全国学力調査において全項目全国平均以上を指標として目指しました。取組としましては、各学校の学力向上プランに基づいた取組に対して、特に2つの点について指導・助言を行いました。1つ目は、各校の学力の状況を踏まえた重点目標・取組、校内研究を通じた授業改善の連動を図ること。2つ目は、取組の成果を測るための、客観的な評価のあり方についてです。その結果としましては、全国学力調査で全国平均を上回った項目が3項目、割合は30%。資料にはございませんが、県の学力調査につきましては、その結果は、全国平均を上回った項目が16項目中14項目、割合では88%が全国平均以上でした。過去5年間、学力については改善傾向が見られるのですが、目標達成には至らなかったため、自己評価Cとしました。

5ページ、個別目標2の(2)小学校・中学校の連携の工夫についてです。指標については、「共通実践の実施」「教職員交流会の実施」「児童生徒の交流活動を年2回以上の実施」の3つを指標として設定しています。3つ目の指標「交流活動」については、1つの中学校区が実施できませんでしたが、これはインフルエンザのため3学期の交流会を中止せざるをえなかった校区があったためです。平成30年度は、取組を学期ごとに評価・改善を図るよう各校に指導を行ったことが、より具体的な共通実践につながったと考えています。概ね指標にそった実施状況でしたが、「中学校区の共通実践」については一層進めることが必要と自己評価した学校があることから、自己評価Bとしました。

22ページをご覧ください。個別目標3の(1)別府学創生事業についてです。2つ指標を設定しています。1つは、別府学を全学年で年間5時間以上実施すること。2つ目は、各学校の取組をホームページや授業公開などで保護者や地域の方に広く公開するということです。実績としましては、年間5時間の実施については、実施率が89%でした。理由としては、小学校では中・高学年では総合学習などを通して5時間以上実施しているものの、低学年では取り組みが不十分といったアンバランスがあったことが挙げられます。また、取組の公開については73%、22校中16校が授業公開またはHP掲載を行いました。以上のように、目標に達しなかったため、自己評価Bとして、今後も学校への指導を行ってまいります。以上でございます。

**総合教育センター所長** 総合教育センターの取組についてご説明をいたします。

8ページをご覧ください。取組(5)授業力を高める教職員研修の充実につきまして、成果と課題のところですが、事後アンケートによる平均満

足度調査が昨年度よりも 0.1 ポイント低下していることが課題となると考えられます。今後は教職員のニーズに基づき、講座内容、講師の選定、参加体制等について再検討をしております。また、周知徹底の必要な講座に関しましては、参加要請を継続するとともに、学校経営に関わる資質の向上を目的とした学校マネジメント研修、若手教職員の人材育成を視野に入れたステップアップ研修に継続して取り組みます。評価といたしましては、29 年度に比べ、参加者数増加が見られる講座が多いものの、授業づくり講座に関しましては、目標値に達することができていないため B 評価としております。

13 ページをご覧ください。取組(9)いじめや不登校の早期発見・早期対応の充実に関しましては、いじめの解消率、不登校児童生徒の出現率とともに目標値に達することができませんでした。課題といたしましては、未解消のいじめ事案の解消に向けた支援、いじめ・不登校の未然防止及び解消に向けた個別支援、集団づくり、各校のいじめ対策組織による会議、不登校対策委員会の確実な開催と、各校の課題に向けた支援体制の構築が必要であると捉えております。今後は、いじめ事案の解消に向け、当該学校の取組の確認と指導助言を行います。いじめ・不登校の未然防止につきましては、個別支援の充実と集団づくりに取り組んでまいります。個別支援の充実に関しましては、別府市欠席児童生徒支援体制マニュアルの活用促進、地域児童生徒支援コーディネーターと教育相談コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等の専門家との連携・協働を推進いたします。集団づくりに関しましては、認め合える集団づくりを研究・実践の柱とし、各会議等にて取組の還流と意見交換を行います。評価といたしましては、いじめに関しましては、法に基づく積極的な認知が進むとともに、目標値に近い解消率が維持できていますが、不登校の解消に関しましては、スクールソーシャルワーカー等による個別支援の充実、欠席児童生徒の早期対応の推進はできているものの、中学校において目標値に達することができなかつたこと、不登校生徒の増加が見られることにより、C 評価としているところでございます。

15 ページをご覧ください。取組(10)スクールサポーターによる教育相談活動の充実に関しましては、課題として、子どもが抱える問題が多岐にわたる現状より、学校及び関係機関との連携・協働に引き続き努めていく必要があると捉えています。地域児童生徒支援コーディネーター、教育相談コーディネーターとの連携を促進してまいります。評価といたしましては、相談件数、支援件数ともに平成 29 年度より増加しているところではございますが、目標値に達することができなかつたため、B 評価としております。

17 ページをご覧ください。取組(12)教育支援室「ふれあいルーム」の運営に関しましては、入級に向けた支援を行った児童生徒 18 名のうち、9 名が正式に入級いたしました。そのうち 4 名に関しましては、継続的な通級が困難な状況でございました。個に応じた適切な支援、そして「ふれあいルーム」の活用の促進が課題と捉えております。今後は学校、家庭、「ふれあいルーム」の三者にて、子どもの変容により適時支援計画を見直し、個に応じた適切な支援を行うとともに、地域児童生徒支援コー

ディネーターやスクールソーシャルワーカー等との連携を進め、活用の促進に努めてまいります。評価といたしましては、児童生徒への支援回数が目標に達することができていないため、B評価としております。最後の18ページをご覧ください。取組(13)別府市家庭訪問型アウトリーチ支援事業に関しましては、昨年度は5中学校区8件の支援を行うことができました。本事業の支援が適切であると思える児童生徒への理解及び対象児童生徒・保護者の事業に対する理解を促進していくことが課題と捉えております。今後は、支援チーム会議の充実を図るとともに、支援による具体的な変容を各種会議で周知し、活用の促進を図ります。また、アウトリーチ支援事業に関しましても、地域児童生徒支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーを活用し、学校の理解、児童生徒・保護者の理解に向け学校との連携・協働の推進いたします。評価といたしましては、支援の件数が目標値に達することができていないため、C評価としていますが、関係者間で子どもの変容を共有し、適時支援計画の見直しを行った結果、支援回数を増加することができているところでございます。以上でございます。

**社会教育課長** 社会教育課の取組でございます。

21ページをご覧ください。個別目標2学校教育の充実の取組(16)自然体験活動の充実です。少年自然の家おじかでの取組になります。利用した生徒や教職員にアンケートを実施し、指導に対しては高い評価をいただいておりますが、雨天時の活動や参加者数の減少が課題となっております。今後、雨天時の屋内オリエンテーリングの充実と、アンケート内容の見直しを行います。また、日帰りの主催事業を増やすことで参加者の増加を図ります。利用者の満足度は、目標値の90%を上回っておりますが、参加者数の減少などの課題がありますので、評価はBといたしました。

次に29ページをご覧ください。個別目標7社会教育の充実の取組(1)社会教育活動総合事業です。託児の実施やホームページで講座を紹介することにより、参加者の増加につながることができました。また、アンケートでも学んだ内容を家庭生活に活かしたいとの意見が寄せられましたが、中高生の子どもの持つ保護者を対象とした子育て学級では、参加者の減少が課題でございます。今後の取組として、講座の一本化により小・中・高と継続して参加できる環境を整備してまいります。また、参加者の口コミやSNSによる情報共有で、講座の周知を図ります。年10回の開催目標を達成しましたが、講座の内容によっては参加者数にばらつきが出たことで、評価はBといたしました。

次に30ページをご覧ください。取組(2)地域教育力活性化事業です。公民館子ども教室は、実施日数、ボランティア参加者ともに増加いたしました。ボランティアの高齢化、固定化が課題でございます。今後、公民館コーディネーターの研修会を実施し、ボランティアの養成力を高め、新規ボランティアの発掘に向けた広報に取り組みます。評価といたしましては、ボランティア研修会の実施回数、ボランティアの人数ともに目標を達成できましたので、評価はBとしました。



次に 33 ページです。取組(5) 青少年非行・被害防止と健全育成の推進です。本事業により、地域住民と子どもの交流が深まりました。別府っ子育成推進委員会で情報交換し、新たな事業に取り組んだり、事業内容を見直す校(地)区が増えましたが、校(地)区によって事業数に差があり、また、役員の担い手が不足していることが課題でございます。今後、青少年健全育成協議会運営委員会などで、他の校(地)区の事業例を参考に、事業の見直しを図る機会の提供に取り組みます。各校(地)区により事業数の差などに課題がありますが、全体において、事業数は目標に達しており、校(地)区青少年健全育成活動は定着いたしましたので、評価はBといたしました。以上でございます。

**スポーツ健康課長** 続きまして、スポーツ健康課関係部分です。

9 ページをお願いいたします。個別目標 2 学校教育の充実、取組(6) 体力の向上でございます。指標といたしましては、全国体力・運動能力調査における総合評価C以上の児童生徒の割合が全国平均以上、それと、体力運動能力テストの平均値が指標となっております。課題としては、全国体力・運動能力等調査の別府市と県内の平均値の差において、小・中学校とも前年度を下回りました。特に中学生につきましては、家庭や学校等の日常生活の中で、意欲的に運動に取り組むための手立てが必要と考えております。今後の具体的な取組といたしましては、特に中学校の体力向上を図るため、日常的な運動の場を生徒会の取組と連携しながら行うよう、学校に呼びかけてまいります。評価といたしましては、小学校では両指標とも平均値を上回っていますが、中学校におきましては、特に女子が2年続けて目標値を達成することができませんでしたので、Bの概ね順調に達成していると評価しております。

続いて 11 ページをお願いいたします。取組(7) 健康教育の推進です。指標といたしましては、12 歳児1人平均むし歯本数ですが、目標の 1.02 に対し、実績としては 1.10 とわずかに上回りました。課題としては、むし歯予防の点からフッ化物洗口を中学校まで拡大するとともに、洗口の効果が表れるまで時間がかかるので、幼稚園・小学校に対し継続し取組希望者の拡大を図る必要があります。今後の具体的な取組につきましては、中学校へのフッ化物洗口を拡大し、説明会を開催し実施してまいります。評価といたしましては、小学校全学年にフッ化物洗口を導入し、安全に実施することができました。概ね達成しているものとして、Bといたしております。

続きまして 36 ページをお願いいたします。個別目標 9 社会体育の振興、取組(1) ゆったりストレッチ教室の推進であります。確認指標としましては、ストレッチ教室の開催数及び参加者数であります。30 年度につきましては、2名の指導員のうち1名が途中で退職した関係で、2か月ほど1名分の教室が開催できませんでした。課題といたしましては、各教室で指導者が1人で担当する参加者数が、許容限度に近い状態となっており、複数の指導者が教室を担当する必要性から、新たな指導者を確保しなければならない状況と考えております。今後の具体的な取組としましては、関係団体からの情報提供等を通し、教室の新たな指導者の確保

に努め、指導者が複数で教室を担当することで、指導内容の充実を図ってまいりたいと考えております。評価としましては、目標に対し、教室の開催数は8割以上でしたが、参加延べ人数は9割以上に達し、1回あたりの参加者数も目標を達成することができ、概ね順調に達成しているため、B評価としております。

続きまして37ページ、取組(2)総合型地域スポーツクラブの育成であります。確認指標としましては、プラス3%の会員増に向けたクラブ間の連携と広報活動の充実、それから総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の活動数でございます。課題としましては、会員数につきましては、若干増加いたしました。活動運営費となる事業収入は安定していないという現状でございます。今後の具体的な取組といたしましては、各クラブが自立した運営ができるよう、交付年限を設けた補助金を交付し、会員数を増加する取組を促し、活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。評価としましては、プラス3%の会員増につきましては、目標を達成することができましたので、Bの概ね順調に達成しているといたしております。以上でございます。

**人権同和教育啓発課参事** それでは20ページをご覧ください。取組(15)学校人権同和教育の推進についてです。まず、B評価の理由といたしましては、校内人権教育推進委員会を年4回開催した学校の割合が80%に達していなかったということ、自らすすんで自己啓発する教職員の割合が80%に達していなかったためです。人権教育の課題は、教職員一人ひとりが自らすすんで実践し、研修で学んだことを校内へしっかり還元し、学校組織としての取り組むべき共通課題とすることにあります。そのためにも、今後も各校に対して研修の還元や推進体制の目的、そしてその時間確保について指導をしていきたいと思っております。以上です。

**教育政策課参事** 続きまして、39ページから41ページにつきましては、知見活用委員会の3名の委員の方よりそれぞれご意見をいただいております。要点につきましてご報告いたします。

最初に山崎委員からでございます。学校教育では、「学力の問題」「いじめや不登校の早期発見・早期対応の充実」「別府市家庭訪問型アウトリーチ支援事業」がC評価であり、これら3つの取組は教育活動の土台的部分であり、最大限努力が要請される。別府市独自の方策を構築し問題解決に取り組むことが期待される。また、報告書の「成果と課題」「今後の具体的な取組」の記述が大変抽象的であり、羊頭狗肉に感が否めず、PDCAに基づく具体的改善方策が考えられねばならない。これは社会教育についても同様のことが言える。社会教育については、A評価6項目、B評価5項目で、社会教育に関する行政施策は比較的順調に展開されていると思われるが、学習機会の提供では、成果報告において学びの成果を地域に還元し活躍していると評価できるかどうかは疑問が残る。言い換えるならば、表面的評価や評価指標を数字のみで記述するのではなく、学習参加者の内面の変化や学びが、地域づくりに還元し得るかの視点からの評価が求められる。という意見でございます。

次に新谷委員からでございます。学校教育では、児童生徒の実態に応じた学習指導の充実について、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善が進んでいるか。そのための教育委員会の指導・助言は有効であったか。また、外国語教育推進における研究会の実施回数や内容、防災教育の推進と災害に対応できる避難訓練のあり方、教育支援室ふれあいルームの運営については現在の利用状況からの支援室のあり方、別府学創生事業については各学校での別府学実施の重要性等についての指摘をいただいております。社会教育では、社会人権教育の推進や社会教育活動総合事業、図書館・美術館一体化整備事業の新規の取組や、スクラップアンドビルド方式による講座の一本化、新図書館の評価や期待が述べられています。さらに、確認指標や評価方法の改善の必要性についてもご指摘をいただいております。

最後に今井委員からでございます。学校教育、社会教育両方を通して、確認指標についての指摘を多く受けております。具体的には、新たな指標を立てることが取組推進の可視化につながることや、取組の中身や程度が見えたり確認できたりするための指標や、児童生徒の変容が分かるための指標化の必要性等であります。一方で、授業力を高める教職員研修の充実や体力の向上では、取組が分かち書きされていることで、細かな確認が可能になっているとともに、コミュニティ・スクールの推進をはじめとするいくつかの取組において、独自の確認指標の設定が見られ、点検・評価の更なる充実につながるものと思われるため、次年度以降、一層各担当部署の判断により、独自の確認指標が立てられることを期待する、という指摘でございました。

次に42ページの教育委員会の活動状況でございます。まず委員の就任状況と会議等の開催状況でございます。平成30年度の会議は、定例教育委員会を12回、臨時教育委員会を3回開催し、議案等の付議は、議案と報告を合わせて92件でございました。主な活動については、記載しているとおりでございます。

最後に43ページのまとめにつきましても、要約してご説明いたします。冒頭で知見活用委員に対する御礼を記載しております。次に、知見活用委員会からご意見・ご指摘をいただいた内容を踏まえて、9つの事業に関して今まで以上に真摯に取り組み、組織的な取組を進めることや、全体として、成果と課題や今後の具体的取組内容を、より具体的に行うこと等の改善及び指標の見直しについて記載しております。最後に、教育目標の「ふるさと別府に学び、未来を創る人づくりの推進」の達成に向けて、積極的かつ計画的に事業を実施することで、さらには多様な人々と協働することで、主体的に問題解決を図ることができる自立した人づくりを推進してまいります、というふうにまとめました。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま各課の課長、参事より説明がございました。これより質疑を行います。昨年度の教育委員会の取組に対する知見活用委員の皆様からの評価でございます。特に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価については、各委員さんからかなり厳しくご指摘をいただい

おります。先程のまとめの部分も含めまして、教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**山本委員** 「いじめや不登校の早期発見・早期対応の充実」この項目が、各知見委員の先生方からや、まとめの部分でもかなりクローズアップされています。いじめと不登校というのは、必ずしもパラレルに存在するわけではなくて、かなり様相的には違うかなという感じが僕はしております。ただ、数日前の新聞報道でもありましたけども、不登校というのが今非常に増えているんですよね。一旦減りかけたんですけど、またこの4、5年非常に増えているという状況ということは全国的な問題です。別府市でもこの実績表を見ても、中学校では29年度が3.63%、30年度が5.0%という形でかなり増えている状況にあると思います。ただこれも、出現率という捉え方をされているので、実際に溜まっている人たちというのが結構いるんじゃないかなと思います。不登校をパーセンテージで表されるとなかなか実感が湧かない、実際何人いるんですか、というところで、それこそ各学校に何人いて、誰が不登校でということは当然把握されていると思います。その対策を、このまとめでも書いていますけど、いろいろやっていかないといけないということで、スクールソーシャルワーカー、家庭訪問型アウトリーチ事業、こういうものが有機的につながっていく必要があると思いますけど、実際どういうことをやっているのかということが分かりづらいですね。「欠席児童生徒支援体制マニュアル」というものがあるということですけど、でも多分それがなかなか有効に活用されていないか、中身に問題があるのか分かりませんが、まあ頑張っていくというようには書いていますが、さらに具体的にどのような形でやっていきたいと考えているのか、そこをお聞かせください。

**総合教育センター所長** まず、不登校児童生徒数でございますが、昨年度は小学校が24名、中学校が129名、合計153名となっております。中学校で増えてはいますが、病気やケガ等で30日以上長期欠席者の中から、積極的に不登校と捉えて、個別な支援を充実させていこうという学校の意図が感じられ、評価をしているところです。ただ、不登校の出現率自体は高くなっているということは痛感しているところでございます。個別の支援と集団づくりを今年のテーマとして掲げ動いているところで、個別の支援に関しましては、不登校と認定する前に、3日以上欠席が増えている子どもたちに対して、組織的な対応をしていこうとしているのが、昨年度作成いたしました「欠席児童生徒支援体制マニュアル」になります。3日以上欠席へは、個人としてどう動くのか、チームとしてどう動くのか、というところを定めております。それに伴って中心となって動くのが、総合教育センターに配置された3名の地域児童生徒支援コーディネーターという教員で、週のうち半分は学校に勤務しております。学校の教育相談コーディネーターと連携しながらその学校をピックアップして子どもたちに積極的に関わり、例えばふれあいルームの支援が良いのか、アウトリーチの支援が良いのか、SSWの家庭訪問が良いのか、そういうところ

ろを進めていきたいと考えております。併せて集団づくりとして短時間グループアプローチ等の研修を進めて、実践を行うことにしております。

**山本委員** 不登校の対応をするときに、やっぱり大事なものは、その子がほんとに学校に来れるかどうかというところで、全体の研修も必要だと思うんですけど、個別の対応というのがものすごく大事になってくるのかなと思います。それが、教育界だけでできるのか、場合によっては、市役所のいろんな他の部署との連携、例えば家族とかその子自身も要保護児童対策地域協議会に挙がっていたら子育て支援課と連携を取らないといけないでしょうし、もしこの不登校の子が、先程病気の話をされましたけど、病気でもメンタルな病気ということもありますし、そういう場合は病院と連携を取っていくとか、そういうことも必要だと思います。私の実際の仕事の場面でも、個別のケース会議の依頼というのがものすごく多いんですね。うちは中・高生が中心ですから、高校は支援学校などが多いんですけど、月に何回個別ケース会議をするんだろうというくらいやっています。今日は調べて来なかったんですが、別府市の中学校がどのくらい個別のケース会議をやっているか分かりませんが、大分市などのケースでは個別ケース会議をやっている生徒もいます。どちらにしても、やはりその子を中心とした関わる人たちが集まって検討していってとにかく知恵を絞っていく、そういった地味なところが、まず不登校対策のひとつの柱になっていくのかなと思います。今いろんな職種が学校現場に入っていると思います。スクールソーシャルワーカーが入り、アウトリーチもできるようになったら、医療や福祉と上手く連携をとると有機的にそれらがつながって学校復帰になっていくんじゃないかと思いますので、ぜひそういう視点も入れてこの部分は頑張りたいと思います。

**寺岡教育長** 特に学校教育のC評価のところについては、教育の土台にあるところで、根本的な問題であるということで、抜本的に見直してほしいというご指摘でございます。小学校から中学校に上がる段階で、どうしてこんなに不登校になる子、学校から離れていく子がいるかということは、委員さんからもご指摘がありましたので、抜本的に変えないといけないと思っています。その他、何かございませんでしょうか。

**福島委員** まとめの部分についてですが、知見委員さんがかなりいいことをおっしゃっているんですけど、これに対する答えになっているところもあるし、なっていないところもかなりあるんですけど。こう言われたからこうまとめるとか、こういう指摘に対してこうまとめるとかいう書き方をしないとまとめにならないんじゃないかと思うんですけど。だからという感じで、自分勝手に書いている感じがするんですよ。

**教育政策課参事** 3人の知見委員さんからのご指摘、ご意見をいただきましたのまとめでございますが、やはり知見委員さんの一番言われているところに対して

答えるという、焦点化をしてまとめをすべきだったという反省は残っております。

**福島委員** まだ議会に提出する前ですから、もう少し付け加えて書いたらどうですか。知見委員さんがまたこの中身を見るんでしょ。そのことをまとめておかないと、指摘に対し何も書いていないじゃないかと言われるんじゃないですか。

**教育政策課参事** ありがとうございます。今のご意見を受けまして、もう一度まとめの部分は見直しをいたしまして、委員さんのご指摘に添った形で、どう対応していくかというところを具体的に書いてまとめていきたいと思っております。

**寺岡教育長** それではまとめの部分につきましては、教育長一任ということでよろしゅうございますか。

※異議なし

**寺岡教育長** P D C Aの具体的な方策や、学校教育の指導が本当に功を奏しているのかとか、非常に基本的なところを指摘されております。それと、確認指標をもう少し具体的に書いてほしいというようなところですね。よろしくお願ひいたします。

**川崎委員** 確認指標についてですが、この事業は一体何のためにやっているのかという、要は目的をはっきりとした上で、そのための確認指標を作るというか、そういう観点でやっていただけたらいいのかなと思います。それをまとめのなかに入れ込むということがいいのかなと私は思いますので、ぜひそのことを勘案して最後のまとめを作っていただきたいと思っております。

**教育政策課参事** おっしゃることを十分に、福島委員のご指摘と併せまして反映させます。ありがとうございます。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。  
それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 58 号につきましては、修正をして教育長一任ということでよろしゅうございますか。

※異議なし

**寺岡教育長** それではそのようにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

---

## ◎ 別府市学校給食施設の整備運営に係る基本方針について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 15、議第 59 号 別府市学校給食施設の整備運営に係る基本方針についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**スポーツ健康課長** 議事日程第 15、議第 59 号 別府市学校給食施設の整備運営に係る基本方針についてでございます。

別府市教育委員会は、学校給食施設の整備運営に係る今後の方向性を検討するため、平成 31 年 1 月 25 日に「学校給食施設のあり方検討委員会」を設置し、令和元年 5 月 28 日に検討委員会より「共同調理場方式に一元化することがより効率的で実現性が高い」とする意見書の提出を受けました。この意見書を踏まえ、令和元年 6 月 25 日に教育委員会として「子どもの最善の利益を念頭に年内の早い時期の方針を決定する」との基本的な考えをまとめ、7 月から 8 月にかけて保護者や関係者等に説明会を開催し、方針決定前に意見等の聴取を行ってきました。その後、8 月 20 日に総合教育会議を開催し、市長と教育委員会との意思疎通を図り、学校給食施設の課題と目指す姿について協議を行いました。

これらを踏まえて、別府市教育委員会は安全で安心な学校給食の提供を最優先に、早期に施設整備計画を具体化し事業に着手するため、次のとおり基本方針を定めたいと考えております。

#### 1 基本方針 (1) 中学校の共同調理場について

共同調理場は、昭和 47 年に開設され、年間 2,800 食程度を提供していますが、築 47 年を経過し、施設及び整備の老朽化が深刻な状況です。耐震性が不足しており、現在の学校給食衛生管理基準を満たしていません。このような状況を早急に改善するため、現地建替えではなく、新耐震基準及び学校給食衛生管理基準に適合した共同調理場を新築します。新築する共同調理場は、汚染区域と非汚染区域を遮断し、ドライシステムの導入とアレルギー対応専用室の設置を行います。また、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を化学的に管理する手法「HACCP ハサップ」を取り入れた運用を行います。

#### (2) 小学校の単独調理場について

小学校 13 校にある単独調理場は、その多くが築 40 年を超えて老朽化しており、耐震性が不明な施設があります。共同調理場と同様に現在の学校衛生管理基準を満たしていません。しかし、各小学校の敷地等に余裕はなく、学校給食衛生管理基準に適合した汚染区域と非汚染区域の遮断やドライシステムの導入、アレルギー対応専用室の設置など、施設拡張に必要な面積の確保が難しい状況です。また、共同調理場方式に比べ、財政負担が大きく、13 校の整備が完了するまでに長期を要すると見込まれるため、現実的に困難であると総合的に判断します。以上のことから、中学校の共同調理場の新築に合わせて、13 校の単独調理場の給食を安全衛生管理で優位なシステムを構築できる共同調理場方式へ一元化します。

#### (3) 新築する共同調理場について

新築する共同調理場の提供食数は 8,500 食程度とし、出来る限り早期の開設を目標とします。建設用地については、現在の共同調理場以上の面

積が必要になるため、市が保有する一定面積以上の建設候補地の中から、市長部局との協議の上選定します。新築する共同調理場の整備運営方法については、安全で安心な給食を安定的に提供できるように基本計画等において定めます。

(4)食育等の推進について

食育等で優位な単独調理場方式から共同調理場方式へ移行することに留意し、学校給食施設のあり方検討委員会及び保護者・関係者等から求められた課題解決の意見・要望等に真摯に取り組みます。生きた教材である学校給食の安全管理や衛生管理の徹底を図るとともに、子どもたちに食の大切さや食の作り手への感謝の心を育む食育等の推進について、基本計画の策定段階等において詳細に検討し、具体策を講じます。別府市教育委員会は、これまでの学校給食の取組の成果を上回る施設の整備と運営を目指します。以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**寺岡教育長** ただいまスポーツ健康課長より説明がございました。この件につきましては、教育委員の皆様に対しましても昨日総合教育会議で市長との意思の疎通を図ったところがございますし、また非常に重要な案件でもございます。長年継続しておりますこの共同調理場、単独調理場の調理につきましては、これまで大きな事件・事故もなく推移しておりますけれども、先程課長のほうから方針案の説明がございました。これより質疑を行います。この基本方針につきまして、教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 流れはこのままでいいと思いますけど、「(1)中学校の共同調理場について」のところ、年間 2,800 食というのはおかしいんじゃないですか、書き方が。1日 2,800 食と書かないと。それから、ハサップについては法制化されていますから、施行日くらい書いたほうがいいんじゃないですか。2020 年の 6 月か 7 月か。それと、「(3)新築する共同調理場について」の食数のところも、1日 8,500 食と、「1日」を入れたほうがいいんじゃないですか。書き方の問題ですけど。

**スポーツ健康課長** はい、そのとおりにさせていただきたいと思います。ハサップにつきましては、施設に対してのものではなくソフト的なもので、可視化する・見える化するといった概念のものと存じております。

**教育参事** 福島委員からご指摘のありました、2018 年に改正食品衛生法が成立をしているという点、それから、その法施行が 2020 年 6 月、そこから猶予期間 1 年で 2021 年から実質的に義務化されるといった部分になると思いますので、記述することを検討させていただきたいと思います。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 59 号は原案に対して議決することに同意される委員の皆様の手をお願いたします。



※全員挙手

**寺岡教育長** それでは全会一致で、議第 59 号は原案に対し議決することに決定いたしました。

---

◎ 報告事項（１）

**寺岡教育長** 次に報告第 14 号 別府市教育庁設置規則等の改正に伴う関係規則等の一部改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

**教育次長兼教育政策課長** 報告第 14 号別府市教育庁設置規則等の改正に伴う関係規則等の一部改正についてご報告いたします。  
55 ページをお開きください。本年度 5 月の定例教育委員会においてすでに議決をいただいておりますけれども、組織の見直しによりまして、10 月 1 日から別府市教育委員会の事務局の名称を、これまでの「別府市教育庁」から「別府市教育部」へ変更することが決まっております。今回改正いたします 13 本の規則につきましては、規則の中に書かれております「別府市教育庁」の部分「別府市教育部」と改めるものでございます。各課の規則に跨っておりますので、一括して教育政策課にて報告をさせていただきます。以上で説明を終わります。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

---

◎ 報告事項（２）

**寺岡教育長** 次に報告第 15 号 寄附受納についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

**学校教育課長** 寄附受納についてご報告いたします。  
57 ページをお願いします。学校教育課分についてですが、伊藤豊吉様より油彩画 6 点をいただいております。小学校の図画工作の鑑賞学習での活用・充実を図ってほしいということです。現在山の手小学校で活用いただくことになっております。以上でございます。

**社会教育課長** 社会教育課分についてです。天皇の至宝御物全 13 巻、三稜の遺宝 1 冊、見積価格として 18 万 1 千円。皇居宮殿の絵画 1 冊、見積り金額が 3 万 8

千円でございます。いずれも別府市立図書館の充実及び市民の芸術文化振興のため、匿名でお願いしますということで個人の方から寄贈を受けております。

**寺岡教育長** ただいま各課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

---

#### ◎ 報告事項（４）

**寺岡教育長** 次に報告第 17 号 部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画の一部改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

**人権同和教育啓発課参事** 部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画の一部改正についてご報告いたします。

今回の改訂の目的は 2 点あります。1 つは昨年度の本計画に基づいた取組の見直しをすることで、今後の部落差別問題学習についての充実を図ること、2 つ目は昨年度初めて実施した別府市小・中学生アンケート、大学生意識調査及び大分県の高校生意識調査の結果を今後の計画に活かしていくことであります。主な改訂部分については 72、73 ページの新旧対照表でご説明いたします。2 か所の達成指標について、肯定的回答というちょっと曖昧な表現がありましたので、そこをより具体的に設定しなおしております。また、平成 30 年度の実績を表の中に挿入しております。

次に、別綴の改訂版（案）と書いております基本計画の 10、11 ページをご覧ください。市内小・中学校が明確なねらいの下で授業の実践ができるように、各学年の教材例とそのねらいをつけて、学習の充実を図ってまいりたいと思っております。以上、簡単でございますがご報告いたします。

**寺岡教育長** ただいま参事より報告がありました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

---

#### ◎ 報告事項（５）（６）

**寺岡教育長** 次に報告第 18 号 令和元年度全国学力・学習状況調査結果について及び

報告第 19 号 令和元年度大分県学力定着状況調査結果についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

**学校教育課長** 令和元年度全国学力・学習状況調査及び大分県学力定着状況調査結果についてご報告いたします。

資料の 79 ページをご覧ください。全国調査は、小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象にしていますが、直近 5 年間の結果を表にして表しております。今回の調査から、「知識」と「活用」の区分がなくなったことと、市の平均正答率が整数で提供されるようになったため、本年度の結果では全国との正答率の差は表しておりません。まず小学校の結果につきましては、国語、算数ともに全国平均と比較して遜色のない結果でした。中学校においても、国語・数学は全国水準の力がついていると言えます。ただし、英語については若干下回っており、課題があると考えております。80 ページをご覧ください。同一児童生徒を追跡した結果です。県の調査、市の調査とは問題の質が異なるため、単純に比較はできないのですが、小学校 6 年生につきましては、小学校 3 年生から継続して全国平均を上回っていることが分かります。中学校 3 年生につきましては、小学校 6 年生のときの全国調査結果と比べると、国語・数学の明らかな向上が見られます。

次に 82 ページをご覧ください。大分県学力定着状況調査の結果です。この調査は小学校 5 年生、中学校 2 年生を対象としておりますが、その直近 3 年間の結果です。数値は偏差値で表されています。小学校では全項目偏差値 50 を超えています。中学校につきましては、数学が知識・活用ともに偏差値 50 を下回り、課題が明らかになっています。算数・数学について問題別に見ますと、小学校で学んだ基礎技能である「分数のかけ算」の正答率が低く、また「一次方程式」に係る問題の正答率が低いことが目立ちました。小学校においても、小数の計算など基礎的な技能を測る問題が偏差値 50 を下回ったことから、基礎的な技能の十分な定着が課題と言えます。83 ページは、県平均との差を表したものですが、県全体が向上しているため、マイナスを表す三角が目立っています。84 ページ同一児童生徒を追跡したものです。中 2 の結果を見ますと、県平均を下回った項目が目立つのですが、国語、理科は小 5 の県調査と比較して伸びが見られました。しかし、算数・数学については、小学校における基礎的な技能の定着不足から、向上が難しい状況でした。このような結果を踏まえ、校長会議においても、各校において同様の視点での結果分析と改善に向けた取組をお願いしたところでございます。

**寺岡教育長** ただいま学校教育課長より説明がございました。教育委員の皆様、何かございませんでしょうか。

**小野委員** 全国調査のほうで、「知識」と「活用」の区分がなくなった理由を教えてください。

**学校教育課長** 今回から区分がなくなったのですが、「知識」と「活用」を一体的に問

う問題の必要性というのが数年前から文部科学省でも検討されておりました。「知識」と「活用」を一体的に問うことが有効な場合があったり、また「知識」と「活用」を明確に分けることが困難な場合があったりするというのが理由のひとつになります。もうひとつは、新しい学習指導要領では「知識」と「活用」が相互に関係し合いながら育成されるといった考えに立っていますので、そういった理由から、今回から「知識」と「活用」を一体的に問う問題に変更されました。

**寺岡教育長** 算数と数学については、すごい課題があると思うんですが、もう少し具体的に説明していただけますか。

**学校教育課長** 問題別に見たところですけど、結果的に偏差値としては全国と遜色ない小学校の結果を見ましても、基礎的な技能が不十分なところが見られます。原因としましては、小学校では十分個に応じた指導を丁寧に行っているんですが、基本的な定着というのが十分に図られていない。その時に子どもたちは力をつけているんですけど、だんだんその力が剥がれていってしまって、そこに十分な手が打たれていないんじゃないかということが考えられています。その子が中学校に入ると、必ず伸び悩むといったことにつながっているのではないかと考えております。

**寺岡教育長** 力がついていないということは、子どもが被害者になるということなので、その原因は、例えば中学校の場合は1学年を担当した先生は1学年だけを見ているという方式なのか、それとも数学の先生は1、2、3学年をいわゆる「タテ持ち」で見ている学校もあるのか、それはどうですか。

**学校教育課長** 中学校の教科担任につきましては、これまでの多くは1学年を1人の教科担任が見るという形がほとんどでしたが、「タテ持ち」にすることによって、教科担任同士がお互いに協議をしてより良い授業にする、または若手に対して力のある教員が指導をする、そういったことも狙って、最近「タテ持ち」をしている学校も出てきています。

**寺岡教育長** 保護者が「またあの先生が持つんだ」とつぶやかれることがあるんですよ。だから教師の指導力によって、その子の人生が変わる場面がある。数学が嫌いになるとか、英語が嫌いになるとかあるので、そこはやっぱり対策をしっかりと具体的にやっていかないと。校長先生を通じながら、ぜひ子どもたちのために、ある程度定着するような、そういう教育がいるかなと思います。

その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

---

## ◎ その他（1）

【概要】 ※スポーツ健康課長より、令和元年度秋季幼稚園・小学校運動会、中学校体育大会訪問日程について説明があった。

---

◎ その他（２）

【概要】 ※令和元年９月定例教育委員会の開催日程について、前回の定例教育委員会で令和元年９月２４日（火）１８：００より開催することが決定している旨確認された。

---

◎ 報告事項（４） ※非公開

寺岡教育長 ここからは非公開の議案となりますので、恐れ入りますが、一般の傍聴の皆様と報道関係の方々のご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは報告第１６号 令和元年度別府市功労表彰・特別功労表彰候補者についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

以下非公開

---

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、令和元年８月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

---

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。